

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和7年3月4日

福岡市こども未来局こども家庭課

1. 公募の趣旨

福岡市支援対象児童等見守り強化事業（以下、「本事業」という）については、福岡市が生活支援や見守りが必要と認めた家庭に対して、訪問し、食事等の提供や生活状況の把握等を行うことで子育て世帯の孤立を防ぎ、見守り体制の強化を図ることを目的とした事業である。現在、令和3年に公募し、要件を満たした事業者と契約しており、令和7年度以降も専門性を有することや個人情報を取り扱うことから、複数の特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募資格を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、契約内容等を踏まえ、随意契約の意思を確認した上で、契約手続に移行する。

2. 請負契約等の概要

(1) 件 名

支援対象児童等見守り強化事業

(2) 請負契約等の内容

- ・ 食事や日用品等の提供
- ・ こども等の状況把握
- ・ 報告

(3) 履行期間（予定）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 福岡市と契約または協定等を結び、児童福祉分野における在宅支援業務の実績を有すること。
- (2) 本事業を的確に実施できる組織、人員等を有し、福岡市内（7区）のうち、3区以上の範囲を対象に実施できること。
- (3) 市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でない等、経営状況が著しく不健全であると認められないこと。

5. 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和7年3月4日（火）～ 令和7年3月17日（月）まで
（閉庁日を除く、毎日10時から17時まで）

② 配布場所

こども未来局こども健やか部こども家庭課
所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電 話 092-711-4238
担 当 三島、信國

③ 配布方法

配布場所において配布します。

④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書、実施計画書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和7年3月4日（火）～ 令和7年3月17日（月）まで
（閉庁日を除く、毎日10時から17時まで）

② 提出場所

(1) ②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「意思確認書」に委託契約の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参もしくは、配達記録が残る方法で郵送（必着）すること。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

- ③ ②の通知で、必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

こども未来局こども健やか部こども家庭課

所在地 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 092-711-4238

担当 三島、信國

7. その他詳細は公募説明書による。